

びわこ一周レンタサイクル 利用規約

●ご利用にあたって

以下の項目をご確認ください。

- 1) **安全走行**：交通規則を遵守し、ヘルメットを着用の上、安全走行に努めてください。
荒天時や夜間（日没後から日の出まで）の走行など危険な走行は禁止させていただきます。
- 2) **事前確認**：出発前に車体や貸出商品の状態を確認していただき、不備は出発前にご指摘ください。
- 3) **自己負担**：事前確認以降の破損や故障にかかる修理費用はお客様の実費ご負担となります。
- 4) **車体管理**：必ず何かに括り付けて施錠してください。お客様が目を離されている間に強風や歩行者による接触等により車体が倒れてしまい走行に支障をきたす場合がありますのでご注意ください。
また、盗難にあわれた場合は、車体相当額の弁償となります。
- 5) **トラブル**：できるだけ早くご連絡ください。営業時間内においてはお電話にてサポートいたします。
当店スタッフによる出張対応は原則行っておりません。
- 6) **責任**：お客様の事故、けが、携帯品(衣服含む)の破損、汚れ、紛失に対しては一切責任を負いません。

●返却について

返却時間：17時までにご店にご返却ください。時間内にご返却いただけない場合、遅延金が発生します。

※ご返却が17時以降になる場合は必ずご連絡ください。

※ご連絡がない場合、当店よりお客様にお電話させていただく場合がございます。

返却場所：原則レンタル車体は貸出場所までご返却ください。

途中返却：ご予約時点にて途中返却プランを希望された場合は指定の拠点へご返却ください。

(台数限定、別途途中返却料金を必要とするため要事前予約)

※ご予約なく途中返却された場合には回収費用として最大11,000円をご請求させていただきます。

●保険について

当店のレンタサイクル自転車は、賠償責任保険（緑色TSマーク付帯保険：「傷害補償」と「賠償責任補償」）に加入しておりますので内容をご確認ください。保険加入費用は当店が負担しております。適用される場合は警察による届出が必要となりますので当店と警察に連絡してください。

傷害補償 ※1	死亡もしくは重度後遺障害 ※2 (1~4級) 一律 50万円	入院 (15日以上) 一律 5万円
賠償責任補償	死亡 / 重度後遺障害(全等級) / 傷害 限度額 1億円	示談交渉サービスあり

※1：TSマーク貼付自転車に搭乗している人が、交通事故によって事故の日から180日以内に入院、死亡又は重度後遺障害を被った場合には、上記表の金額が一律に支払われます。

※2：重度後遺障害の等級は、自動車損害賠償保障法に定める等級に該当します。

詳しくは、公益財団法人 日本交通管理技術協会のHPをご確認ください。

<https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>

以上の保険内容でご不安な方は、ご自身で任意保険にご加入されることをお勧めいたします。

●修理費用について

ご利用車体に、お客様の使用中に発生した故障および破損があった場合、お客様に修理費用のご負担をお願いしております。

ご利用中に自転車店で修理をされた場合や、自転車に不具合があった場合は、ご返却時に当店にご連絡ください。

●タイヤサイズについて

自転車店でパンク修理を依頼する際は、下記タイヤサイズを自転車店にお伝えください。ご不明な点は当店までお問い合わせください。

■クロスバイク 700×32C ■ロードバイク 700×25C ■キッズバイク 20×1.5 or 24×1 or 24×1.5

●お願い

長距離サイクリングにおいては予期せぬトラブルが起こる可能性があります。安全走行を心がけ、楽しいサイクリングと無事のご帰着をお願いいたします。

規約

本規約は、特定非営利活動法人五環生活(以下「団体」といいます)が運営するびわこ一周レンタサイクル(以下「店舗」といいます)のレンタサイクルを利用するお客様に対して適用されるものとします。なお、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

第1条 (目的)

本団体は、本店舗の利用を通じて、お客様のスポーツサイクルライフの充実を図るとともに、スポーツサイクル文化の普及に寄与することを目的とします。

第2条 (利用資格)

- レンタサイクルは、次の各号の全部に適合するお客様のみ、利用することができます。
1. 団体の趣旨に賛同し、本規約およびその他の交通規則等を守ることができる方
 2. 団体および店舗からの連絡が可能な電話番号を所有している方
 3. 貸出日に身分証明書を携帯しており、店舗スタッフに提示することができる方
 4. 使用者本人として貸出日に試乗できる方
 5. ヘルメットを必ず着用している方
 6. 酒気を帯びていない方
 7. 過去にレンタサイクル費用の滞納がない方
 8. 18歳以下(高校生含む)の場合、貸出期間中、親権者または成人の方(以下「保護者」といいます)が同伴できる方。同伴不可の場合、保護者の自筆署名による承諾書が必要です。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
 9. その他、団体が利用に適すと判断した方

第3条 (予約)

1. お客様は、貸出希望日の前々日 17 時までにはオンライン予約もしくは店舗への電話で、事前予約を行うことができます。
2. 予約の際は、使用者の氏名と年齢、身長、電話番号、レンタサイクルの希望車種(クロスバイク or ロードバイク)、貸出および返却希望日時をお伝えください。
3. 貸出状況によって、ご希望の車種を貸出できない場合があります。
4. オンライン予約による事前予約は、オンライン予約システム上で成立までのステップに至ることで本予約となります。本予約に至っていないお客様には貸出できませんので、ご注意ください。
5. オンライン予約に入力いただく電子メールアドレスは必ず連絡が取れるものを入力してください。自動返信メールおよび予約内容確認メールが届いていない場合は、お電話などでお問い合わせください。電子メールの受信設定ミスや不達によるトラブルには対応できかねます。
6. 空き車体がある場合、予約なしでの貸出は可能ですが、団体が別途定めた当日追加料金が必要です。また、貸出までに準備時間(30分~1時間程度)を要すること、事前予約のお客様を優先させていただくことを了承いただけます。
7. 貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に店舗まで電話連絡をしてください。なお、第6条に定める手続きに要する時間を考慮ください。

第4条 (予約の変更)

1. お客様は店舗への電話もしくはメールで連絡することで、予約の変更を行うことができます。
2. 予約変更の際は、レンタサイクルの希望車種および貸出回数、貸出希望日時、返却希望日時をお伝えください。
3. 予約状況によっては、予約変更が不可能な場合があります。
4. 前々日 17 時以降の予約変更に関しては、第5条に定めるキャンセル料をお支払いいただきます。
5. 予約変更は一度キャンセルとなり、改めて新規申し込みとなります。

第5条 (予約のキャンセル)

1. お客様は店舗へ電話もしくはメールで連絡することで、予約をキャンセルすることができます。
2. キャンセルは、店舗スタッフによるキャンセル受付の返信をもって成立いたします。
3. 事前の連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。
4. キャンセル料については下表の通りといたします。

キャンセル料	
～2日前 17時まで	無料
前日 17時まで	レンタル料金の 50%
当日・無連絡	レンタル料金の 100%

10台以上の団体利用のお客様および旅行者様向けには別途キャンセル料を定めさせていただきます。

第6条 (貸出当日手続き)

- 貸出当日の手続きは、以下の通りとします。
1. レンタサイクル申込書にご記入いただき、確認を行います。
 2. 「びわこ一周レンタサイクル 利用規約」をよく読んで内容をご確認いただきます。
 3. 店舗スタッフとともに自転車本体、標準装備品およびオプションパーツ(以下「貸出商品」といいます)について確認を行います。
 4. 貸出料金の精算を行います。貸出料金は、団体が別途定めた通りとし、原則として前払いで精算するものとします。
 5. 店舗スタッフから、貸出商品について、取扱説明を行います。
 6. 店舗スタッフは、お客様に合わせて自転車本体を調整します。
 7. お客様と店舗スタッフは、貸出商品に整備不良がないこと等をともに確認します。
 8. 店舗スタッフは、お客様に貸出商品をお渡します。

第7条 (貸出商品の返却)

1. お客様は、貸出商品を返却予定時刻までに店舗に返却してください。
2. 返却予定日より早くご返却された場合は、残り日数分を「予約のキャンセル」として取扱います。キャンセル料についても第5条と同様に発生します。
3. お客様と店舗スタッフは、返却時も、貸出商品の状態をともに確認します。
4. 貸出商品は、貸出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障があった場合は、速やかに店舗スタッフにお伝えください。

第8条 (貸出商品の途中返却)

1. お客様は、予約時に申込をし、団体が承認した場合にのみ、貸出商品を指定の途中返却拠点に返却することができます。
2. 利用料金として、団体が別途定める途中返却料が必要で、料金は、原則として前払いで精算を行います。
3. 途中返却されず店舗にご返却された場合は、「途中返却のキャンセル」として取扱います。キャンセル料についても第5条と同様に発生します。
4. 返却拠点は、団体が別途定める指定拠点に限ります。
5. 貸出期間中に返却拠点を変えようとするときは、必ず店舗まで連絡してください。
6. 貸出商品は、貸出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障があった場合は、速やかに店舗スタッフにお伝えください。

第9条 (貸渡契約の成立)

1. 貸出商品の貸渡契約は、店舗が貸出料金を受け取り、お客様に貸出商品を渡したときに成立します。
2. 事故盗難その他、団体または店舗の責にやらない事由により、お客様が予約した貸出商品を出し出すことができない場合には、店舗はお客様からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

第10条 (利用申込の無効)

団体および店舗は、お客様が貸出期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知をすることなくお客様からの申込を無効とし、直ちに貸出商品の返還を請求することができるものとします。この場合、第6条で店舗が受け取った貸出料金は一切返納いたしません。

1. 本利用規約に反する行為を行ったとき
2. お客様の責に帰する事由により事故を起こしたとき
3. 第2条に該当しなくなったとき

第11条 (貸出期間超過)

1. 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに店舗まで連絡してください。
2. 貸出期間を超過して返却した場合、お客様は団体が別途定める超過料金を支払うものとします。
3. 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
4. 返却予定時間を経過しても、お客様からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認させていただく場合があります。なお、確認がない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生します。

第12条 (店舗内施設の利用方法)

1. 店舗内の各設備について、マナーを守り適切に使用してください。
2. シャワールームは、清潔に使用してください。ゴミは各設備内に設置されているゴミ箱に入れるか、スタッフにお申し付けください。
3. 忘れ物をした場合、店舗スタッフにご連絡ください。保管可能な忘れ物については団体が2か月間保管しますが、汚れた衣服、保管に耐えないものは団体の判断により廃棄します。廃棄費用はお客様の負担とし、廃棄後の異議申し立ては一切認めません。
4. 貴重品の管理はお客様自身で行ってください。盗難が発生した場合、団体は一切その責を負いません。
5. 店舗の営業時間外の利用は一切できません。

第13条 (故障・破損)

1. 貸出商品について、故障または破損した場合は、直ちに走行を中止し、店舗まで連絡してください。
2. 自転車がパンクした場合、修理用のキットを店舗から貸し出したお客様は、キットを使用して修理してください。修理方法が分からない場合は、店舗まで連絡してください。当団体以外の自転車店で修理をする場合も、店舗まで連絡してください。
3. お客様の責に帰すべき事由により、貸出商品を故障または破損した場合、損害金額をお客様に請求させていただきます。

第14条 (盗難・紛失)

1. 貸出商品が盗難または紛失した場合、速やかに店舗まで連絡してください。
2. お客様の責に帰すべき事由により、貸出商品が盗難または紛失した場合、損害金額をお客様に請求させていただきます。

第15条 (事故)

1. 貸出期間中に事故にあった場合、速やかに店舗まで連絡してください。
2. 必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置をお客様自身でとってください。
3. お客様の責に帰すべき事由により、団体または第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。
4. TSマーク付帯保険の補償範囲内で補償されます。
5. 事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行っていただきます。団体および店舗は、事故についての一切の責任を負いません。

第16条 (禁止行為)

お客様は、貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。

1. 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為
2. 危険箇所、不適当な場所または方法での使用
3. 歩行者等の通行障害となるような行為
4. 貸出商品の構造・装置等の改造および変更
5. 貸出商品の第8条に定める途中返却拠点への無断返却
6. 貸出時間の無断延長行為
7. 日没後から日の出までの夜間の走行
8. 湖岸、山林、河川敷など舗装路以外の走行
9. 申込書記載の者を代表とするグループ以外の者による使用
10. その他、法令諸規則に反する行為

第17条 (不可抗力事由による途中終了)

貸出期間中、天災その他の団体、店舗およびお客様のいずれの責めにも帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、お客様はその旨を店舗に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

第18条 (信義則)

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、お客様および団体および店舗は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

第19条 (合意管轄裁判所)

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、大津地方裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

2025年1月